

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 22 年 5 月 25 日 (火) 第 8 1 9 6 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による診療所の廃止の届出 (330) (福祉保健課) . . . . . 2 県営土地改良事業計画の決定 (331) (農地・水保全課) . . . . . 2 農林総合研究所農業試験場における生産物の売払代金の収納の事務の委託 (332) (農林総合研究所農業試験場) . . . . . 2 基本測量の実施 (333) (技術企画課) . . . . . 3 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (2 件) (334・335) (会計指導課) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の指定 (336) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (337) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (12) (教育総務課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
音田医院	東伯郡湯梨浜町田後595-11	平成22年5月1日

## 鳥取県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（ため池等整備事業高住地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成22年5月25日から同年6月14日まで
- 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所農業試験場における生産物の売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委託の相手方  
鳥取いなば農業協同組合
- 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

**鳥取県告示第333号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成22年5月10日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

**鳥取県告示第334号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県統轄監総務課  
主幹 田中 順一
- 3 委任期間  
平成22年5月11日から平成23年3月31日まで

**鳥取県告示第335号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
元明倫館売買代金に係る遅延利息の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課  
副主幹 杉原 孝治  
主事 大田 勝範
- 3 委任期間  
平成22年5月12日から平成23年3月31日まで

**鳥取県告示第336号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月25日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ソルヘム	小規模デイサービス陽だまりの家かわはらはうす	鳥取市河原町布袋189-2	平成22年5月17日	通所介護

**鳥取県告示第337号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年5月25日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人楽	倉吉市上井町一丁目12	コミュニティーハウス楽	倉吉市上井町一丁目12	生活介護 就労継続支援B型	平成22年5月1日

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第12号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年5月25日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年5月27日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成23年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方法について
  - (2) その他